

カーボンニュートラル設備投資 省エネルギー化支援助成金交付要綱

制 定 令和6年2月1日 経も第692号(局長決裁)
最近改正 令和7年3月28日 経も第1177号(局長決裁)

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、カーボンニュートラル設備投資 省エネルギー化支援助成金（以下「本助成金」という。）の交付に関して必要な事項を定める。
- 2 本助成金は、横浜市内の中小企業が実施する省エネに資する設備の導入にかかる費用の一部を助成することにより、中小企業のエネルギー価格高騰対策と脱炭素化を支援することを目的に交付する。
- 3 本助成金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、補助金規則及び次の各号の定めるところによる。

(1) 送達

本市からの通知を含め、相互の通信手段を総称して「送達」といい、電子申請システムによる場合には、この要綱の各様式の内容に準じ Web 上のフォーム、システム等により通信することをいう。

(2) 中小企業者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者をいう。ただし、次のアからエまでに該当する者を除く。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条第1項の適用を受けた飲食店（公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれがあるものに限る。）及び同法第2条第5項に定める性風俗関連特殊営業を営むもの

イ みなし大企業

ウ 政治・経済・文化団体

エ 宗教法人・団体

(3) みなし大企業

次のアからウまでのいずれかに該当する中小企業者をいう。この場合において、親会社となる企業が外国法人のときは、第9条第1項に定める交付申請兼実績報告書を送達した日における当該外国法人の資本金額（同日の為替レートにより日本円に換算した金額をいう。）及び常時使用する従業員数により、みなし大企業の該当の有無の確認を行うものとする。

ア 一の大企業（中小企業者以外の者）に発行済み株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資されている中小企業者

イ 複数の大企業に発行済み株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資されている中小企業者

ウ 役員半数以上を大企業の役員又は社員が兼務している中小企業者

(4) 常時使用する従業員

事業に従事する者をいう。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

ア 会社役員

イ 個人事業主及びその家族従業員（同一生計者で3親等内の親族をいう。）

ウ 日々雇い入れられている者

エ 2か月以内の期間を定めて使用されている者

オ 季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用されている者

カ 試用期間中の者

キ 1週間の労働時間が当該事業所において同種の業務に従事する正規雇用の従業員の労働時間の4分の3を超えない者

(5) 事業所

事務所、営業所、商店、工場その他現に事業の用に供する施設、及びこれらに付随した関連施設をいう。ただし、居住用途との用途区別がつけがたい施設を除く。

(6) 設備等

事業所に附属する設備、機械装置、備品等であつて、前条第1項の目的に寄与するもののうち別表1に定めるものをいう。

(7) 省エネ診断等

国が指定する機関等が実施する、エネルギーの使用状況や建築物の構造等の調査及び分析に基づき、専門家によりエネルギー使用の合理化に資する措置を明らかにする診断をいう。

(8) 市内事業者

横浜市契約規則第7条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在区分が市内である者、登記簿における本店又は主たる事務所（支店や営業所は含まない）の所在地が市内である者並びに主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に登録されていない団体をいう。

(9) 準市内事業者

横浜市内に支社、支店、営業所等の従たる営業所を有し、入札、契約の締結及び代金の請求、受領等の権限を付与されている者をいう。

(10) 中古品

一度使用された物品若しくは使用されない物品で使用のために取引されたもの又はこれらの物品に幾分の手入れをしたものをいう。

(助成対象者)

第3条 本助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、第5条に定める助成事業を実施し、助成の対象となる設備等の支払い、所有及び使用する者であつて、次の各号の全てに該当する事業者とする。

(1) 中小企業者であること。

(2) 横浜市内に事業所を置き、第9条第1項に定める交付申請兼実績報告書を送達した日において、当該事業所で12か月を経過して営業していること。

(3) 本市が実施する脱炭素取組宣言制度（脱炭素取組宣言制度実施要綱（令和6年6月施行経中第195号））による取組宣言を行っていること。

(4) 横浜市税（法人にあつては法人市民税を、個人事業主にあつては住民税をいう。以下同じ。）の納税義務者（非課税、課税免除、減免等となる者を含む。）であること。

(5) 市税及び横浜市に対する債務の支払等の滞納がないこと。

(6) 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。

(7) 第4条第1号に定める省エネ導入コースへの申請にあたり、過去にカーボンニュートラル設備投資助成 省エネルギー化支援助成金の交付を受けていないこと。

2 次のいずれかに該当する者は助成対象者としなない。

(1) 法令、条例、補助金規則、この要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に反する行為を行っている者

(2) 暴力団（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下「暴力団条例」とい

- う。) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。)
- (3) 暴力団員 (暴力団条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。)
 - (4) 法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
 - (5) 公序良俗に反する等のその他市長が適当でないと認める者

(助成区分)

第4条 本助成金の交付申請にあたり次の各号の区分を設ける。

- (1) 省エネ導入コース
- (2) 省エネ診断受診コース

(助成事業及び助成金額)

第5条 本助成金の対象とする事業は、別表1-1及び別表1-2に掲げる対象設備及び対象となる条件に該当し、事業所の省エネルギー化に資する設備等を投資する事業であって、かつ、次の各号に掲げる全ての要件に該当するものとする。

- (1) 第9条第1項に定める交付申請兼実績報告書を送達した日において、営業開始から12か月を経過している市内の事業所へ対象設備を導入するもの。
 - (2) 第8条により、設備等を原則として市内事業者から購入しており、そのことが確認できるもの。
- 2 前項の規定にかかわらず、公序良俗に反する等その他の市長が適当でないと認める事業は、助成対象としない。
- 3 本助成金の交付は、当該年度の予算の範囲内において行うものとする。

(助成対象経費)

第6条 助成対象経費は、前条に定める事業のうち設備費 (助成対象設備の購入及び製造等に要する経費) 及び設置工事費 (助成対象設備の設置に向けた設計に要する経費を含む助成対象設備の設置に要する経費) とし、設置工事費は設備費と一体として支払われる経費を対象とする。

- 2 助成対象経費において、次の各号に掲げるものは含まないこととする。
- (1) 公租公課 (消費税及び地方消費税相当額等)
 - (2) 各種保証・保険料、振込手数料等
 - (3) 既存設備等の搬出・撤去・廃棄に係る経費
 - (4) 既存設備等の修繕費、補修費
 - (5) サービス、ソフトウェア等の加盟・登録料及び使用料
 - (6) 購入の際にポイントを利用した場合の利用額及び値引き費用
 - (7) その他市長が助成対象経費として不適当と認めるもの
- 3 助成対象経費以外の経費と混同して支払が行われており、助成対象経費との支払の区別が難しいものは、助成対象経費から除外する。

(事前申込)

第7条 本助成金の交付を申請しようとする者 (以下「事前申込者」という。) は、第9条第1項に定める交付申請兼実績報告に先立ち、電子申請システム、FAX、郵送又は持参により、別表3に定める書類を市長が定める日までに送達しなければならないものとする。

- 2 市長は前項に定める書類の内容に不足のないことを確認し、事前申込を行った者に受理を通知し、不足がある場合は不受理の通知をする。
- 3 事前申込者は不受理の通知を受けた場合であっても再度の事前申込を行うことができるものとする。

る。

- 4 事前申込の受付は先着で受理するものとし、事前申込を基に算出した助成金申請見込み額の累計が予算の範囲を超えると見込まれるときは、市長は事前申し込みの受付を中止することができる。また、必要と認められる場合は抽選により受理又は不受理の通知をすることができるものとする。
- 5 事前申込者は受理の通知を受けた日以降に助成事業に着手（工事の着工、設備の設置）をしなければならない。
- 6 事前申込者が事情変更により事業計画等を変更する場合又は交付申請を辞退する場合は、速やかに、市長に報告しその指示を受けなければならない。
- 7 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（入札又は見積書の徴収）

第8条 第7条第2項に定める受理の通知を受け、助成金の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、100万円（税込）以上の物品購入等について、補助金規則第24条の規定に基づき、市内事業者による入札又は2人以上の市内事業者から見積書の徴収を行わなければならない。

2 補助金規則第24条ただし書に規定する、市長が市内事業者による入札又は2人以上の市内事業者から見積書の徴収を行う必要がないと認める場合とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市内事業者で取扱いがない場合
- (2) 2人以上の市内事業者で取扱いがない場合
- (3) 特殊な技術や、知識や経験が必要とされ、実績のある市内事業者がない場合
- (4) 特殊な物品で購入先が特定され、契約の目的物が特定の者でなければ納入できない場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が認める場合
- (6) 第4条第1号に定める省エネ導入コースに申請し、市内事業者から見積書の徴収を行う場合

3 前項第1号から5号による場合、入札又は見積書に係る理由書（第4号様式）を市長に提出し承認を得なければならない。

4 1件100万円（税込）未満となる物品の購入等について、市内事業者若しくは準市内事業者による入札又は見積書の徴収を行わなければならない。以下に該当する場合はこの限りでないものとし、入札又は見積書に係る理由書（第4号様式の2）を市長に提出し承認を得なければならない。

- (1) 市内事業者又は準市内事業者で取り扱いがない場合
- (2) 特殊な技術や、知識や経験が必要とされ、実績のある市内事業者又は準市内事業者がない場合
- (3) 特殊な物品で購入先が特定され、契約の目的物が特定の者でなければ納入できない場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか市長が認める場合

5 申請者は、機器本体に係る経費、工事に係る経費及び助成対象とならない経費等内訳がわかるように記載した見積書を徴収しなければならない。

6 前項の規定により提出された見積書の内容に疑義が生じた場合は、市長は、申請者に対し、見積書の再提出を求めることができる。この場合において、申請者がこれに応じないときは、当該疑義がある範囲については、助成対象となる事業費として認めないこととする。

7 補助金規則第24条及び本条第1項に規定する入札又は見積書の徴収を行った場合において、市長は、当該入札又は見積の結果最も安価だったものの金額を上限とし、助成対象となる事業費として認める。

（交付申請兼実績報告）

第9条 申請者は補助金規則第5条に定める交付申請及び同規則第14条に定める実績報告を同時に行

うこととし、助成事業を完了（納品、工事、支払いの完了）した上で、別表4に定める書類を市長に送達しなければならない。

- 2 交付申請兼実績報告は1年度につき、1事業者あたり1事業所に限って行うことができる。
- 3 補助金規則第5条第3項及び第14条第4項の規定に基づき、第1項に定めのない記載又は添付を省略する。
- 4 補助金規則第14条第5項第1号の規定は、本助成金では適用されないこととする。

（交付決定兼交付額確定）

第10条 市長は、第9条第1項の規定による書類を受領したときは、その書類等により審査をし、並びに必要に応じて現地確認を行い、第5条第1項に規定する助成事業に該当すると認めるときは、本助成金の交付額を確定して交付決定兼交付額確定通知書（第11号様式）により申請者に交付確定金額及び交付条件を通知する。

- 2 前項による審査により、助成対象事業に該当しない場合又は第9条第1項に定める交付申請兼実績報告書類を適正に提出しなかった等、本助成金を交付することが適当でないと認められる事由が発生し、本助成金の不交付を決定した場合は、不交付決定通知書（第12号様式）によりこれを通知する。

（交付の条件）

第11条 市長は、本助成金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 本助成金は、助成事業のみに使用し、他の事業に流用してはならない。
- (2) 助成事業により取得した財産は、助成事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、本助成金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

（申請の取下げ等）

第12条 本助成金の交付決定を受けた者は、第10条に定める交付決定通知書の交付を受けた後にその内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請の取下げを行う場合には、交付申請取下届（第13号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 申請の取下げができる期間は、交付決定通知を受領した日から起算して10日を経過した日までとし、申請の取下げがあったときは、当該申請に係る本助成金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（手続の委任）

第13条 第4条第1号で定める省エネ導入コースに限り、助成対象者は委任状（第3号様式）の写しを市長に提出することにより、事前申込（第7条）、交付申請兼実績報告（第9条）、交付申請の取下げ（第12条）及び助成金の請求（第14条）について、第三者（以下「受任者」という。）に対してこれらの手続の権限を委任することができる。

- 2 受任者は、委任された手続を、誠意をもって実施することとし、手続を通じ助成金の申請を行う者に関して得た情報は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等に従って取り扱うものとする。
- 3 市長は、受任者が本条第1項に規定する手続を、偽りその他不正な手段により行った疑いのある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは当該受任者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、手続の受任を認めないことができるものとする。

（助成金の請求等）

第14条 助成対象者は、市長が定める日までに、交付請求書（第14号様式）を、市長に送達しなけ

ればならない。

2 市長は、適法・適正な前項の交付請求書を受けて、速やかに本助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第 15 条 市長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成金を他の用途で使用したとき。
- (2) 虚偽の申請、報告その他助成金の交付等に関連して不正の行為があるとき。
- (3) 助成対象者が、第 17 条第 1 項各号のいずれかに該当するとき。
- (4) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件等に違反したとき。
- (5) その他法令、条例、補助金規則、この要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により本助成金の交付決定を取り消すときは、交付決定兼交付額確定取消通知書（第 15 号様式）により助成対象者に通知する。

3 市長は、本条第 1 項に基づき取消した場合、その名称及び内容を公表することができる。

(助成金の返還)

第 16 条 市長は、前条の規定に基づき取消しをした場合において、既に本助成金が交付されているときは、本助成金の全部又は一部について、返還請求書（第 16 号様式）により、その返還を命ずるものとする。

2 前項により返還を命ずる場合の納付期限は、前条による交付決定兼交付額確定の取消しの日の翌日から起算して 30 日を経過した日の属する月の末日とする。

3 助成対象者は、本助成金の返還を命ぜられたときは、本助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、本助成金の額（一部を返還した場合は、返還後の期間において既返還額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金（100 円未満の場合を除く。）を市に納付するものとする。

4 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、助成対象者の納付した金額が、返還を命ぜられた本助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた助成金の額に充てられたものとする。

5 助成対象者は、本助成金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付するものとする。

6 本条第 3 項及び前項に定める年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

(警察本部等への確認)

第 17 条 市長は、必要に応じ、申請者が次の各号のいずれかに該当するかを神奈川県警察本部長に対して確認することができる。

- (1) 暴力団（横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号。以下「暴力団条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員（暴力団条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう。）
- (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

2 市長は、必要に応じ、助成対象者の横浜市税の納税状況について、その者の同意に基づき、財政局

長に対して確認を行うことができる。

(財産処分の制限)

- 第 18 条 助成対象者は、助成事業により取得した省エネルギー化に資する設備について、補助金規則第 25 条ただし書に基づく処分制限期間内に補助の交付の目的に反して使用し、移設し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄（以下「処分」という。）してはならない。ただし、本助成金の目的に照らしやむを得ないと市長が認めたときは、この限りでない。
- 2 補助金規則第 25 条ただし書の規定により市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間とする。ただし、当該年数が 5 年を超えるときは、5 年とする。
 - 3 前項で定める期間内において助成事業により取得した財産等の処分を行う場合は、助成対象者は、事前に財産処分申出書（第 17 号様式）を市長へ提出し、承認を得なければならない。市長は、この申出に対し、財産処分承認・不承認通知書（第 18 号様式）により、助成対象者へ結果を通知するものとする。この場合において、市長は必要に応じて条件を付すことができる。
 - 4 財産処分の承認を受けた者は、財産処分が完了した場合、速やかに財産処分完了報告書（第 19 号様式）を市長に提出しなければならない。
 - 5 市長は、第 3 項の規定により財産処分等を承認するときに、必要であると認められる場合には、助成金の全部又は一部に相当する金額の納付を請求することができる。
 - 6 助成対象者は、前項の規定による助成金の全部又は一部に相当する金額の請求を受けたときは、これを市に納付するものとする。

(関係書類の保存)

- 第 19 条 助成対象者はこの要綱に基づき受理した通知及び助成対象経費に係る投資を証明する書類、帳簿等並びに領収書等を整備し、交付決定を受けた日の属する年度の末日から 5 年間保存しておくなければならない。

(訪問調査等)

- 第 20 条 市長は、必要があると認められるときは、助成対象者に対し実地訪問等又は書面等による調査を行うことができる。
- 2 前項に規定する調査において必要があると認められるときは、市長は、助成対象者に対し、改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(市が収集する情報の取扱)

- 第 21 条 市長は、統計分析、経営支援・技術支援等各種事業案内、アンケート調査依頼及び脱炭素の取組啓発等のため、申請者の情報を利用することができる。
- 2 助成対象者は、アンケート調査及び脱炭素経営の促進を図るために市が実施する取組に協力するものとする。
 - 3 市長は、助成対象者の名称及び概要並びに導入設備投資先住所及び本助成金の交付額を含め助成事業の内容について、公表することができる。

(委任)

- 第 22 条 この要綱に定めるもののほか、本助成金の交付に関し必要な事項は、経済局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年7月1日から施行し、7月以降に募集する申請内容に対し適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱により、令和6年3月末時点で仮エントリーへ当選した者においては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1-1 省エネ導入コースの助成事業

助成事業（第5条）		
助成対象者が横浜市内の事業所に次に掲げる条件を満たす設備を設置するもの		
助成対象設備	対象となる条件	助成額の算出基準
業務用空調設備	指定設備※ ¹ またはトップランナー基準を達成※ ² するものに更新するもの。家庭用に製造・販売されているものは対象とならない。	室外機の定格冷房出力1kWあたり2万円を乗じる
業務用給湯器	指定設備※ ¹ または潜熱回収型またはヒートポンプ式電気給湯器に更新するもの。家庭用に製造・販売されているものは対象とならない。	1台あたり32号未満は8万円、32号以上は12万円、業務用ヒートポンプ給湯器は30万円とする
業務用冷凍冷蔵設備	指定設備※ ¹ またはトップランナー基準※ ² を達成するものに更新するもの。家庭用に製造・販売されているものは対象とならない。	定格内容積10Lあたり2,000円を乗じる（定格内容積が確認できるものに限る）
LED照明	電気工事を伴い器具本体と光源部を一体で更新するもの（光源部のみの交換、バイパス工事による蛍光灯からLEDへの更新及びLEDからLEDへの更新は含まない）	1台あたり4,000円、高天井照明は15,000円
次に掲げるもののいずれかを含む事業は、助成対象としない。		
<p>(1) 中古品又はリース契約に基づき取得したもの</p> <p>(2) 事業所以外に効果が波及するもの</p> <p>(3) 複数の事業者で共同所有するもの</p> <p>(4) 予備的又は将来に備えるもの</p> <p>(5) 他者に賃貸する物件への設置又は販売、貸付等による利益を目的としているもの</p> <p>(6) 法人にあっては、申請者の代表者又は役員が支払先の事業者の代表者又は役員に属しているもの</p> <p>(7) 個人にあっては、申請者の代表者、代表者の配偶者又は2親等内の親族が支払先の事業者の代表者又は役員に属しているもの</p> <p>(8) 支払先が、事業を営んでいない個人であるもの</p> <p>(9) 助成対象経費の全部又は一部について、本市の他の補助制度又は他の公的補助制度（以下「他の補助制度」という。）の交付決定又は他の補助制度の補助金等の支払いを既に受けたもの</p> <p>(10) 助成額の算出の基準となる設備の出力数等が不明確な場合など、算出できないもの</p>		

別表 1-2 省エネ診断受診コースの助成事業

助成事業（第5条）	
助成対象者が、次に掲げる条件を満たす設備を横浜市内の事業所に設置する場合において、令和6年4月1日以降に省エネ診断等を受診し、その診断書等から当該設備の設置により1.2t以上のCO2削減効果が認められるもの	
助成対象設備	対象となる条件
業務用空調設備	指定設備※ ¹ またはトップランナー基準を達成※ ² するものに更新するもの。家庭用に製造・販売されているものは対象とならない。
業務用給湯器	指定設備※ ¹ または潜熱回収型またはヒートポンプ式電気給湯器に更新するもの。家庭用に製造・販売されているものは対象とならない。
業務用冷凍冷蔵設備	指定設備※ ¹ またはトップランナー基準※ ² を達成するものに更新するもの。家庭用に製造・販売されているものは対象とならない。
LED照明	電気工事を伴い器具本体と光源部を一体で更新するもの（光源部のみの交換、バイパス工事による蛍光灯からLEDへの更新及びLEDからLEDへの更新は含まない）
高性能ボイラ	指定設備※ ¹ またはボイラ効率が95%以上であるものに更新するもの
変圧器	指定設備※ ¹ またはトップランナー基準を達成※ ² するものに更新するもの
産業用モータ （モータ本体、コンプレッサー、送風機、ポンプに限る）	指定設備※ ¹ または三相200V、モータ出力0.75kW以上でIE3以上のモータを搭載するものに更新するもの
生産設備	指定設備※ ¹ に更新するもの又は工場※ ³ に設置する機械及び装置※ ⁴ を更新若しくは導入するもの
次に掲げるもののいずれかを含む事業は、助成対象としない。	
(1) 中古品又はリース契約に基づき取得したもの	
(2) 事業所以外に効果が波及するもの	
(3) 複数の事業者で共同所有するもの	
(4) 予備的又は将来に備えるもの	
(5) 他者に賃貸する物件への設置又は販売、貸付等による利益を目的としているもの	
(6) 法人にあつては、申請者の代表者又は役員が支払先の事業者の代表者又は役員に属しているもの	
(7) 個人にあつては、申請者の代表者、代表者の配偶者又は2親等内の親族が支払先の事業者の代表者又は役員に属しているもの	
(8) 支払先が、事業を営んでいない個人であるもの	
(9) 助成対象経費の全部又は一部について、本市の他の補助制度又は他の公的補助制度（以下「他の補助制度」という。）の交付決定又は他の補助制度の補助金等の支払いを既に受けたもの	

※¹ 指定設備

経済産業省「令和5年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金（（Ⅲ）設備単位型）」及び「令和6年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金（（Ⅲ）設備単位型）」において、経済産業省が指定する団体が当該団体のホームページ等で型番を公表している設備。

※² トップランナー基準を達成

エネルギーの仕様の合理化等に関する法律（省エネ法）に基づき定められた令和7年4月1日時点で有効の省エネ性能の目標基準の達成率100%以上を達成するもの。

※³ 工場

製品を生産する施設で、日本標準産業分類（統計法（平成19年法律第53号）第28条第3項の規定により総務大臣が公示したものをいう。）に掲げる製造業の事業所。

※⁴ 機械及び装置

法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第3号に規定する「機械及び装置」を指す。

別表2（第5条） 助成率及び助成限度額等

	省エネ導入コース	省エネ診断受診コース
助成限度額	30万円	300万円
助成額の算出方法	<p>次の手順により算出した金額を助成額とする。</p> <p>(1) 設備ごとに算出額を計算</p> <p>ア 別表1-1に定める算出基準から対象設備ごとに出力等に応じた算出額を求める。</p> <p>イ アの金額と当該設備導入にかかる助成対象経費を比較し、いずれか低い金額を算出額とする。</p> <p>(2) 算出額を合算</p> <p>対象設備の種類が複数ある場合は、(1)に求めた金額を合算する。</p> <p>(3) 助成額の決定</p> <p>ア (2)の金額と上限額30万円を比較し、いずれか低い金額を助成額とする。</p> <p>イ 助成額の算出にあたり、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p>	<p>設備導入にかかった費用から助成対象経費を算出し、その額の2分の1を助成額とする。なお、助成額の算出にあたり、1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p>

別表3（第7条）事前申込

提出書類
<p>(1) 省エネルギー化支援助成金 省エネ導入コース事前申込書（第1号様式）又は省エネルギー化支援助成金 省エネ診断受診コース事前申込書（第2号様式）</p> <p>(2) 横浜市の脱炭素取組宣言を行ったことが分かる書類</p> <p>(3) 省エネ診断コースの場合、省エネ診断の診断書等の写し（CO2削減量の根拠が分かるもの）</p> <p>(4) 発行から3か月以内の見積書等、導入設備の内容や経費の内訳がわかる書類の写し</p> <p>(5) 設置予定場所及び現有設備の現況写真</p> <p>(6) 省エネ導入コースにおいて申請手続きを委任する場合は、委任状（第3号様式）の写し</p> <p>(7) その他市長が必要と認める書類</p>

別表 4 (第 9 条) 交付申請兼実績報告

提出書類
(1) 省エネルギー化支援助成金交付申請兼実績報告書 (第 5 号様式又は第 6 号様式)
(2) 助成対象者が法人の場合は、当該法人に係る現在事項又は履歴事項証明書 (発行日から 3 か月以内のもの)、個人事業主の場合は、市内の設備導入事業所で事業を行っていることがわかる書類 (青色申告書、営業許可証等) の写し
(3) 直近の市民税納税証明書、又は市民税の滞納のない証明の写し (設備導入する市内事業所の所在する税務部門で発行されたもの)
(4) 省エネ診断受診コースの場合、助成対象経費計算書 (第 7 号様式)
(5) 経費の支出を証明する内訳のわかる領収書等の写し
(6) 税込み100万円以上の発注の場合は、市内事業者から見積書を徴収していることがわかる書類として、見積書及び横浜市契約規則 (昭和39年 3 月横浜市規則第59号) 第 7 条に規定する所在地区分が「市内」と記載された一般競争入札有資格者名簿、本店若しくは主たる事務所 (支店や営業所は含まない) の所在地が市内と記載された法人登記簿、又は個人事業主からの購入にあつては横浜市市内事業者であることの誓約書 (第 8 号様式) の写し
(7) 導入設備が設備条件を満たしていることがわかる資料
(8) 投資内容が確認できる写真 (完了場所の写真) 等
(9) 役員氏名等一覧表 (第 9 号様式)
(10) 省エネ診断受診コースの場合は、二酸化炭素削減計画書 (第10号様式)
(11) 省エネ導入コースに限り申請手続きを委任する場合は、委任状 (第 3 号様式) の写し
(12) その他市長が必要と認める書類

カーボンニュートラル設備投資 省エネルギー化支援助成金
省エネ導入コース事前申込書

本助成金の申請にあたり、募集案内をよく読み、ご理解いただいた上でお申し込みください。今後の通知は Email にてお送りしますので、特にメールアドレスは間違いのないよう記載してください。

1 申請者の情報

(1) 設備を導入する事業者について			
申込日	年 月 日		
事業形態	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人事業主	法人番号 (法人のみ)	
法人名または屋号			
代表者役職		代表者氏名	
常時使用する従業員数 (役員を除く全事業所の合計)	名	電話番号	
業種	<input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 運輸業 <input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 医療・福祉 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> 飲食サービス業 <input type="checkbox"/> その他の業種		
主な事業・業務			
確認事項	<input type="checkbox"/> 中小企業者であり、また、みなし大企業ではありません <input type="checkbox"/> 導入先事業所は住居兼事業所ではありません <input type="checkbox"/> 導入先事業所は営業開始から 12 カ月を経過しており、横浜市民税の納税義務者です <input type="checkbox"/> 他者に賃貸する物件(共有部分を含む)への設置ではありません		
(2) 申請担当者について			
代理申請の有無	<input type="checkbox"/> 代理申請を利用する 委任状(第3号様式)を合わせて提出ください <input type="checkbox"/> 利用しない		
担当者名(代理申請の場合は代理人の事業者名及び氏名)			
担当者電話番号		メールアドレス	

2 事業計画

設備を導入する 事業所の住所	(〒 -)
導入先事業所の種別	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> その他()

確認事項	<input type="checkbox"/> 助成対象となる事業について、事前に募集案内で確認しました <input type="checkbox"/> 更新する設備は現在使用中です。当申込よりも前に、この度申請する設備の設置、工事の着工、代金の支払いを行っているものではありません <input type="checkbox"/> 設備の更新により、CO2排出量を削減することができます <input type="checkbox"/> 市内または準市内事業者から購入します。発注金額が税込 100 万円以上の場合は市内事業者から購入します
------	--

設備種類	型式番号等	出力・容積・台数	出力等に応じた算出額※	導入費用(税抜き)
(1)業務用空調		kW	円	円
(2)業務用給湯器	ア 潜熱回収型32号未満	台	円	円
	イ 潜熱回収型32号以上	台	円	
	ウ ヒートポンプ式	台	円	
(3)業務用冷凍冷蔵設備		L	円	円
(4)LED照明	ア 高天井用照明	台	円	円
	イ その他照明	台	円	
合計			円	円

※出力等に応じた算出額の算出方法

(1) 業務用空調 20,000円/kW
定格冷房能力から算出する

(2) 業務用給湯器

ア 潜熱回収型給湯器32号未満 80,000円/台
イ 潜熱回収型給湯器32号以上 120,000円/台
ウ ヒートポンプ式給湯器 300,000円/台

(3) 業務用冷凍冷蔵設備 2,000円/10L
定格内容積から算出する

(4) LED照明

器具とライトバーのセットで1台とする
ア 高天井用照明(水銀灯からの更新)15,000円/台
イ その他照明(蛍光灯やダウンライト等の更新)
4,000円/台

【添付資料】見積書 既存設備の写真 脱炭素取組宣言を行ったことが分かる資料

3 誓約事項

私(申請者)は、省エネルギー化支援助成金の事前申込にあたって、次に掲げるすべての事項を確認し、誓約します。

項目
申請者は、助成対象となる経費の全部又は一部について、本市の他の補助制度又は他の公的補助制度（以下これらを「他の補助制度」という。）の交付決定又は他の補助制度の補助金等の支払いを受けていません。 （発注金額から、助成金交付申請額を差し引いた金額については、自己資金で負担します。） 申請者は、これを確認するために、他の補助制度の執行機関、部署と申請情報を共有することを同意します。
申請者は、導入する設備等を業務上に限り使用します。
申請者は、本助成金を活用して設置・施工等を行った設備等を自己にて使用し、返品又は転売、貸付等を行いません。
申請者は、新規設備を導入することにより、従前の設備を使用しません。
申請者は、申請要件を満たしています。 ＜主な要件＞・事業所、営業所等が横浜市内にあり、中小企業者であること。 ・設備を導入する事業所で12か月を経過して営業していること。 ・横浜市税（法人の場合は法人市民税、個人事業主の場合は個人市民税）の納税義務者（非課税、課税免税、減免等となる者を含む）であること。
法人にあっては、助成対象設備を申請者の役員が属する企業等から購入しません。 個人にあっては、代表者、配偶者又は2親等内の親族が代表者又は役員として属する企業等から購入しません。
申請者は、虚偽の申請、報告など、本助成金の交付に関して不正行為を行いません。不正行為があると判明した場合、申請者の名称とその内容を公表すること、及び本助成金の返還と違約加算金・延滞金の支払いに応じます。また、返還に際し、支払い期限までに返済がなされない場合には、関係行政機関及び関係金融機関に申請者の所得・財産調査等を実施すること並びに関係行政機関及び関係金融機関がこれに回答することに同意します。
申請者は、市税及び横浜市に対する債務の支払等の滞納はありません。（必要があるときは申請者の課税状況について、官公署に報告確認を行います。）
申請者は、暴力団及びその他の反社会的勢力ではなく、役員にも暴力団員及びその他の反社会的勢力の構成員はおりません。役員等氏名一覧表を提出し、横浜市暴力団排除条例第8条に基づき暴力団ではないことを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことについて承諾します。また、全ての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。
申請者は、助成金の交付を受けて取得した設備等を、取得した時より当該耐用年数を経過する前に処分しません。
申請者は、カーボンニュートラル設備投資省エネルギー化支援助成金交付要綱及び横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）を遵守します。
申請者は、実地及び書面等による調査に協力します。
申請者は、本助成金申請に関する申請者情報を、企業支援等のために本市の他の部署に共有することに同意します。
申請者は、経済局が必要に応じてメール、電話等で事業のご案内を送付することに同意します。

【誓約した者】

法人 の方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人名 _____ ・ 代表者役職 _____ ・ 代表者氏名 _____
個人事業主 の方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代表者氏名 _____

電子申請システムをご利用になれない方は、
当様式をご使用ください。

申込番号（事務局管理用）

カーボンニュートラル設備投資 省エネルギー化支援助成金 省エネ診断受診コース事前申込書

本助成金の申請にあたり、募集案内をよく読み、ご理解いただいた上でお申し込みください。今後の通知は Email にてお送りしますので、特にメールアドレスは間違いのないよう記載してください。

1 申請者の情報

(1) 設備を導入する事業者について			
申込日	年 月 日		
事業形態	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人事業主	法人番号 (法人のみ)	
法人名または屋号			
代表者役職		代表者氏名	
常時使用する従業員数 (役員を除く全事業所の合計)	名	電話番号	
業種	<input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 運輸業 <input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 医療・福祉 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> 飲食サービス業 <input type="checkbox"/> その他の業種		
主な事業・業務			
確認事項	<input type="checkbox"/> 中小企業者であり、また、みなし大企業ではありません <input type="checkbox"/> 導入先事業所は住居兼事業所ではありません <input type="checkbox"/> 導入先事業所は営業開始から 12 カ月を経過しており、横浜市民税の納税義務者です <input type="checkbox"/> 他者に賃貸する物件(共有部分を含む)への設置ではありません		
(2) 申請担当者について			
担当者名		担当者電話番号	
メールアドレス			

2 事業計画

設備を導入する 事業所の住所	(〒 -)
導入先事業所の種別	事務所 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> その他()

診断等実施機関	
---------	--

確認事項	<input type="checkbox"/> 助成対象となる事業について、事前に募集案内で確認しました <input type="checkbox"/> 更新する設備は現在使用中です。当申込よりも前に、この度申請する設備の設置、工事の着工、代金の支払いを行っているものではありません <input type="checkbox"/> 設備の更新により、CO2 排出量を削減することができます <input type="checkbox"/> 市内または準市内事業者から購入します。発注金額が税込 100 万円以上の場合は市内事業者から購入します。また、発注金額が税込 100 万円以上の場合は市内事業者2者以上から見積を取得し、安価な事業者から購入します
------	--

設備種類が同じものは1つの項目にまとめて記入してください

	設備1	設備2	設備3
設備種類	<input type="checkbox"/> (1)業務用空調 <input type="checkbox"/> (2)業務用給湯器 <input type="checkbox"/> (3)高性能ボイラ <input type="checkbox"/> (4)変圧器 <input type="checkbox"/> (5)業務用冷凍冷蔵設備 <input type="checkbox"/> (6)産業用モータ <input type="checkbox"/> (7)LED照明 <input type="checkbox"/> (8)生産設備	<input type="checkbox"/> (1)業務用空調 <input type="checkbox"/> (2)業務用給湯器 <input type="checkbox"/> (3)高性能ボイラ <input type="checkbox"/> (4)変圧器 <input type="checkbox"/> (5)業務用冷凍冷蔵設備 <input type="checkbox"/> (6)産業用モータ <input type="checkbox"/> (7)LED照明 <input type="checkbox"/> (8)生産設備	<input type="checkbox"/> (1)業務用空調 <input type="checkbox"/> (2)業務用給湯器 <input type="checkbox"/> (3)高性能ボイラ <input type="checkbox"/> (4)変圧器 <input type="checkbox"/> (5)業務用冷凍冷蔵設備 <input type="checkbox"/> (6)産業用モータ <input type="checkbox"/> (7)LED照明 <input type="checkbox"/> (8)生産設備
製品名			
メーカー名			
型式番号等			
CO2排出削減 見込み量	t-CO2	t-CO2	t-CO2
CO2排出削減見込み量(合計) 年間1.2t-CO2以上の削減となる事業計画である必要があります	t-CO2		
導入費用 (税抜き金額)	円	円	円

【添付資料】

- 見積書 既存設備の写真 省エネ診断報告書等の写し(CO2 削減量の根拠が分かるもの)
- 脱炭素取組宣言を行ったことが分かる資料

3 誓約事項

私(申請者)は、省エネルギー化支援助成金の事前申込にあたって、次に掲げるすべての事項を確認し、誓約します。

項目
申請者は、助成対象となる経費の全部又は一部について、本市の他の補助制度又は他の公的補助制度（以下これらを「他の補助制度」という。）の交付決定又は他の補助制度の補助金等の支払いを受けていません。 （発注金額から、助成金交付申請額を差し引いた金額については、自己資金で負担します。） 申請者は、これを確認するために、他の補助制度の執行機関、部署と申請情報を共有することを同意します。
申請者は、導入する設備等を業務上に限り使用します。
申請者は、本助成金を活用して設置・施工等を行った設備等を自己にて使用し、返品又は転売、貸付等を行いません。
申請者は、更新を条件とする設備を導入する場合、従前の設備を使用しません。
申請者は、申請要件を満たしています。 <主な要件>・事業所、営業所等が横浜市内にあり、中小企業者であること。 ・設備を導入する事業所で12か月を経過して営業していること。 ・横浜市税（法人の場合は法人市民税、個人事業主の場合は個人市民税）の納税義務者（非課税、課税免税、減免等となる者を含む）であること。
法人にあつては、助成対象設備を申請者の役員が属する企業等から購入しません。 個人にあつては、代表者、代表者の配偶者又は2親等内の親族が代表者又は役員として属する企業等から購入しません。
申請者は、虚偽の申請、報告など、本助成金の交付に関して不正行為を行いません。不正行為があると判明した場合、申請者の名称とその内容を公表すること、及び本助成金の返還と違約加算金・延滞金の支払いに応じます。また、返還に際し、支払い期限までに返済がなされない場合には、関係行政機関及び関係金融機関に申請者の所得・財産調査等を実施すること並びに関係行政機関及び関係金融機関がこれに回答することに同意します。
申請者は、市税及び横浜市に対する債務の支払等の滞納はありません。（必要があるときは申請者の課税状況について、官公署に報告確認を行います。）
申請者は、暴力団及びその他の反社会的勢力ではなく、役員にも暴力団員及びその他の反社会的勢力の構成員はおりません。役員等氏名一覧表を提出し、横浜市暴力団排除条例第8条に基づき暴力団ではないことを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことについて承諾します。また、全ての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。
申請者は、助成金の交付を受けて取得した設備等を、取得した時より当該耐用年数を経過する前に処分しません。
申請者は、カーボンニュートラル設備投資省エネルギー化支援助成金交付要綱及び横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）を遵守します。
申請者は、実地及び書面等による調査に協力します。
申請者は、本助成金申請に関する申請者情報を、企業支援等のために本市の他の部署に共有することに同意します。
申請者は、経済局が必要に応じてメール、電話等で事業のご案内を送付することに同意します。

【誓約した者】

法人 の方	<ul style="list-style-type: none"> ・法人名 _____ ・代表者役職 _____ ・代表者氏名 _____
個人事業主 の方	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者氏名 _____

年 月 日

(提出先)
横浜市長

委任状

委任者（申請者）

住所 法人：登記簿本店所在地 個人：住民票上の住所		
設備導入先の住所		
法人名・屋号名		
代表者職・氏名		⑩

私（申請者）は、1に記載の者に、カーボンニュートラル設備投資省エネルギー化支援助成金（省エネ導入コース）に係る事務手続の権限を委任します。また、2の誓約事項について誓約します。

1 受任者（代理人）

個人の場合

住所		
氏名		⑩
電話番号		
メールアドレス		

法人の場合

所在地			
名称			
代表者職	代表者氏名		⑩
担当者部署	担当者氏名		⑩
電話番号	メールアドレス		

【委任事項】 委任項目にチェックしてください。

- 事前申込及び訂正
- 交付申請兼実績報告書の提出及び訂正
- 交付申請取下届の提出
- 交付請求書の提出

《注意事項》

※審査結果（交付決定兼交付額確定通知等）については委任者（申請者）の設備導入住所あてに郵送します。

2 誓約事項

私（申請者）は、省エネルギー化支援助成金の申請にあたって、次に掲げるすべての事項を確認し、誓約します。

項目
申請者は、助成対象となる経費の全部又は一部について、本市の他の補助制度又は他の公的補助制度（以下これを「他の補助制度」という。）の交付決定又は他の補助制度の補助金等の支払いを受けていません。 （助成対象経費の合計金額から、助成金交付申請額を差し引いた金額については、自己資金で負担します。） 申請者は、これを確認するために、他の補助制度の執行機関、部署と申請情報を共有することを同意します。
申請者は、導入する設備等を業務上に限り使用します。
申請者は、本助成金を活用して設置・施工等を行った設備等を自己にて使用し、返品又は転売、貸付等を行いません。
申請者は、新規設備を導入することにより、従前の設備を使用しません。
申請者は、申請要件を満たしています。 ＜主な要件＞・事業所、営業所等が横浜市内にあり、中小企業者であること。 ・設備を導入する事業所で12か月を経過して営業していること。 ・横浜市税（法人の場合は法人市民税、個人事業主の場合は個人市民税）の納税義務者（非課税、課税免税、減免等となる者を含む）であること。
法人にあつては、助成対象設備を申請者の役員が属する企業等から購入しません。 個人にあつては、代表者、配偶者又は2親等内の親族が代表者又は役員として属する企業等から購入しません。
申請者は、虚偽の申請、報告など、本助成金の交付に関して不正行為を行いません。不正行為があると判明した場合、申請者の名称とその内容を公表すること、及び本助成金の返還と違約加算金・延滞金の支払いに応じます。また、返還に際し、支払い期限までに返済がなされない場合には、関係行政機関及び関係金融機関に申請者の所得・財産調査等を実施すること並びに関係行政機関及び関係金融機関がこれに回答することに同意します。
申請者は、市税及び横浜市に対する債務の支払等の滞納はありません。（必要があるときは申請者の課税状況について、官公署に報告確認を行います。）
申請者は、暴力団及びその他の反社会的勢力ではなく、役員にも暴力団員及びその他の反社会的勢力の構成員はおりません。役員等氏名一覧表を提出し、横浜市暴力団排除条例第8条に基づき暴力団ではないことを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことについて承諾します。また、全ての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。
申請者は、助成金の交付を受けて取得した設備等を、取得した時より当該耐用年数を経過する前に処分しません。
申請者は、カーボンニュートラル設備投資省エネルギー化支援助成金交付要綱及び横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）を遵守します。
申請者は、実地及び書面等による調査に協力します。
申請者は、本助成金申請に関する申請者情報を、企業支援等のために本市の他の部署に共有することに同意します。
申請者は、経済局が必要に応じてメール、電話等で事業のご案内を送付することに同意します。

入札又は見積書に係る理由書

1. 100万円未満の契約について、市内事業者・準市内事業者からの見積書の徴収が行えない資産又は契約の内容

2. 発注先事業者名及び所在地

事業者名：

所在地：

3. 市内事業者・準市内事業者からの見積書等の徴収が行えない理由

(1)	市内事業者・準市内事業者で取扱いがない
(2)	特殊な技術や、知識や経験が必要とされ、実績のある市内事業者・準市内事業者がない
(3)	特殊な物品で購入先が特定され、契約の目的物が特定の者でなければ納入できない
(4)	その他

※複数の理由に当てはまる場合は、(1) から (4) のうち最も若い番号のものを1つ選択し、丸印を付けてください。

4. 3の理由に該当すると判断するに至った理由又は根拠 (別紙添付可)

市内で購入可能な他の同等品では対応できない理由を具体的に記載してください。“普段から取引のある業者で、メンテナンス等のやり取りもスムーズにできる”や“納期が早い”ことは理由として認められません。

カーボンニュートラル設備投資省エネルギー化支援助成金交付要綱第8条第4項に定める市内事業者・準市内事業者からの見積書の徴収が行えない理由について、十分な調査を行った結果、上記理由に該当すると判断いたしました。上記理由に該当しないことが明らかになった場合、交付された助成金の全部または一部を返還いたします。

(申請者)

〒

所在地：

企業等名称：

代表者職・氏名：

入札又は見積書に係る理由書

1. 100万円以上の契約について、市内事業者による入札又は2人以上の市内事業者からの見積書の徴収が行えない資産又は契約の内容

--

2. 発注先事業者名及び本店所在地

事業者名：

所在地：

(市内 準市内、市外)

3. 提出する入札書又は見積書（以下「見積書等」という。）の種類及び数量

市内事業者による見積書等	通	準市内、市外事業者による見積書等	通
--------------	---	------------------	---

4. 市内事業者による入札又は、市内事業者からの見積書等の徴収が行えない理由

	(1) 市内事業者で取扱いがない (そのため、2人以上の準市内又は市外事業者から見積書等を徴収した)
	(2) 2人以上の市内事業者で取扱いがない (そのため、1人を市内事業者、それ以外を準市内又は市外事業者から見積書等を徴収した)
	(3) 特殊な技術や、知識や経験が必要とされ、実績のある市内事業者がいらない (そのため、2人以上の準市内又は市外事業者から見積書等を徴収した)
	(4) 特殊な物品で購入先が特定され、契約の目的物が特定の者でなければ納入できない (そのため、1人の事業者から見積書等を徴収した)
	(5) その他

※複数の理由に当てはまる場合は、(1) から (4) のうち最も若い番号のものを1つ選択し、丸印を付けてください。

5. 4の理由に該当すると判断するに至った理由又は根拠（別紙添付可）

市内で購入可能な他の同等品では対応できない理由を具体的に記載してください。“普段から取引のある業者で、メンテナンス等のやり取りもスムーズにできる”や“納期が早い”ことは理由として認められません。

--

横浜市補助金規則第24条及びカーボンニュートラル設備投資省エネルギー化支援助成金交付要綱第8条第1項に定める市内事業者による入札又は2人以上の市内事業者からの見積書の徴収を行えない理由について、十分な調査を行った結果、上記理由に該当すると判断いたしました。上記理由に該当しないことが明らかになった場合、交付された助成金の全部または一部を返還いたします。

(申請者)

〒

所 在 地：

企 業 等 名 称：

代 表 者 職 ・ 氏 名：

カーボンニュートラル設備投資 省エネルギー化支援助成金
交付申請兼実績報告書(省エネ導入コース用)

横浜市長

カーボンニュートラル設備投資省エネルギー化支援助成金の交付を受けたいので、カーボンニュートラル設備投資省エネルギー化支援助成金交付要綱第9条の規定に基づき、書類を添えて次のとおり提出します。また、4の誓約事項について誓約します。

1 申請者の情報

設備を導入する事業者について			
申込日	年 月 日		
事業形態	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人事業主	法人番号 (法人のみ)	
法人名または屋号			
代表者役職		代表者氏名	
常時使用する従業員数 (役員を除く全事業所の合計)	名	電話番号	
住所 (法人:登記簿本店所在地 個人事業主:住民票上の住所)	(〒 -)		
業種	<input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 運輸業 <input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 医療・福祉 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> 飲食サービス業 <input type="checkbox"/> その他の業種		
主な事業・業務			
導入先事業所の種別	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> その他()		
申請担当者について			
代理申請の有無	<input type="checkbox"/> 代理申請を利用する 委任状(第3号様式)を合わせて提出ください <input type="checkbox"/> 利用しない		
担当者名(代理申請の場合は代理人の事業者名及び氏名)			
担当者電話番号		メールアドレス	

2 事業計画

設備を導入する 事業所の住所	(〒 -)
-------------------	--------

(1) 業務用空調

メーカー名	型式番号等	冷房定格出力の計	出力等に応じた算出額
		kW	円(A)
			20,000円/kW
発注額(税込み)	発注先	(A)または助成対象経費のいずれか低い額	
円	<input type="checkbox"/> 市内事業者 <input type="checkbox"/> 準市内事業者(本店は市外)		円(B)

(2) 業務用給湯器

	メーカー名	型式番号等	台数	出力等に応じた算出額
ア 潜熱回収型32号未満			台	円(A) 80,000円/台
イ 潜熱回収型32号以上			台	円(A) 120,000円/台
ウ ヒートポンプ式			台	円(A) 300,000円/台
発注額(税込み)	発注先		(A)の合計または助成対象経費のいずれか低い額	
円	<input type="checkbox"/> 市内事業者 <input type="checkbox"/> 準市内事業者(本店は市外)			円(B)

(3) 業務用冷凍冷蔵設備

メーカー名	型式番号等	定格内容積の計	出力等に応じた算出額
		L	円(A)
			2,000円/10L
発注額(税込み)	発注先	(A)または助成対象経費のいずれか低い額	
円	<input type="checkbox"/> 市内事業者 <input type="checkbox"/> 準市内事業者(本店は市外)		円(B)

(4) LED 照明

	メーカー名	型式番号等	台数	出力等に応じた算出額
ア 高天井用照明			台	円(A) 15,000円/台
イ その他照明			台	円(A) 4,000円/台
発注額(税込み)	発注先		(A)の合計または助成対象経費のいずれか低い額	
円	<input type="checkbox"/> 市内事業者 <input type="checkbox"/> 準市内事業者(本店は市外)			円(B)

3 交付申請兼実績報告額

(B)の合計または30万円のうちいずれか低い額 ※千円未満切捨て					0	0	0	円
-------------------------------------	--	--	--	--	---	---	---	---

4 誓約事項

私(申請者)は、省エネルギー化支援助成金の申請にあたって、次に掲げるすべての事項を確認し、誓約します。

項目
申請者は、助成対象となる経費の全部又は一部について、本市の他の補助制度又は他の公的補助制度（以下これらを「他の補助制度」という。）の交付決定又は他の補助制度の補助金等の支払いを受けていません。 （助成対象経費の合計金額から、助成金交付申請額を差し引いた金額については、自己資金で負担します。） 申請者は、これを確認するために、他の補助制度の執行機関、部署と申請情報を共有することを同意します。
申請者は、導入する設備等を業務上に限り使用します。
申請者は、本助成金を活用して設置・施工等を行った設備等を自己にて使用し、返品又は転売、貸付等を行いません。
申請者は、新規設備を導入することにより、従前の設備を使用しません。
申請者は、申請要件を満たしています。 <主な要件>・事業所、営業所等が横浜市内にあり、中小企業者であること。 ・設備を導入する事業所で12か月を経過して営業していること。 ・横浜市税（法人の場合は法人市民税、個人事業主の場合は個人市民税）の納税義務者（非課税、課税免税、減免等となる者を含む）であること。
法人にあつては、助成対象設備を申請者の役員が属する企業等から購入しません。 個人にあつては、代表者、配偶者又は2親等内の親族が代表者又は役員として属する企業等から購入しません。
申請者は、虚偽の申請、報告など、本助成金の交付に関して不正行為を行いません。不正行為があると判明した場合、申請者の名称とその内容を公表すること、及び本助成金の返還と違約加算金・延滞金の支払いに応じます。また、返還に際し、支払い期限までに返済がなされない場合には、関係行政機関及び関係金融機関に申請者の所得・財産調査等を実施すること並びに関係行政機関及び関係金融機関がこれに回答することに同意します。
申請者は、市税及び横浜市に対する債務の支払等の滞納はありません。（必要があるときは申請者の課税状況について、官公署に報告確認を行います。）
申請者は、暴力団及びその他の反社会的勢力ではなく、役員にも暴力団員及びその他の反社会的勢力の構成員はおりません。役員等氏名一覧表を提出し、横浜市暴力団排除条例第8条に基づき暴力団ではないことを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことについて承諾します。また、全ての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。
申請者は、助成金の交付を受けて取得した設備等を、取得した時より当該耐用年数を経過する前に処分しません。
申請者は、カーボンニュートラル設備投資省エネルギー化支援助成金交付要綱及び横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）を遵守します。
申請者は、実地及び書面等による調査に協力します。
申請者は、本助成金申請に関する申請者情報を、企業支援等のために本市の他の部署に共有することに同意します。
申請者は、経済局が必要に応じてメール、電話等で事業のご案内を送付することに同意します。

カーボンニュートラル設備投資 省エネルギー化支援助成金
交付申請兼実績報告書(省エネ診断受診コース用)

横浜市長

カーボンニュートラル設備投資省エネルギー化支援助成金の交付を受けたいので、カーボンニュートラル設備投資省エネルギー化支援助成金交付要綱第9条の規定に基づき、書類を添えて次のとおり提出します。また、4の誓約事項について誓約します。

1 申請者の情報

(1) 設備を導入する事業者について			
申込日	年 月 日		
事業形態	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人事業主	法人番号 (法人のみ)	
法人名または屋号			
代表者役職		代表者氏名	
常時使用する従業員数 (役員を除く全事業所の合計)	名	電話番号	
住所 (法人:登記簿本店所在地 個人事業主:住民票上の住所)	(〒 -)		
業種	<input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 運輸業 <input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 医療・福祉 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> 飲食サービス業 <input type="checkbox"/> その他の業種		
主な事業・業務			
導入先事業所の種別	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> その他()		
(2) 申請担当者について			
担当者名		担当者電話番号	
メールアドレス			

2 事業計画

設備を導入する 事業所の住所	(〒 -)
-------------------	--------

診断等実施機関	
---------	--

設備種類が同じものは1つの項目にまとめて記入してください

	設備1	設備2	設備3
設備種類	<input type="checkbox"/> (1)業務用空調 <input type="checkbox"/> (2)業務用給湯器 <input type="checkbox"/> (3)高性能ボイラ <input type="checkbox"/> (4)変圧器 <input type="checkbox"/> (5)業務用冷凍冷蔵設備 <input type="checkbox"/> (6)産業用モータ <input type="checkbox"/> (7)LED照明 <input type="checkbox"/> (8)生産設備	<input type="checkbox"/> (1)業務用空調 <input type="checkbox"/> (2)業務用給湯器 <input type="checkbox"/> (3)高性能ボイラ <input type="checkbox"/> (4)変圧器 <input type="checkbox"/> (5)業務用冷凍冷蔵設備 <input type="checkbox"/> (6)産業用モータ <input type="checkbox"/> (7)LED照明 <input type="checkbox"/> (8)生産設備	<input type="checkbox"/> (1)業務用空調 <input type="checkbox"/> (2)業務用給湯器 <input type="checkbox"/> (3)高性能ボイラ <input type="checkbox"/> (4)変圧器 <input type="checkbox"/> (5)業務用冷凍冷蔵設備 <input type="checkbox"/> (6)産業用モータ <input type="checkbox"/> (7)LED照明 <input type="checkbox"/> (8)生産設備
製品名			
メーカー名			
型式番号等			
CO2排出削減 見込み量	t-CO2	t-CO2	t-CO2
CO2排出削減見込み量(合計) 年間1.2t-CO2以上の削減となる事業計画である必要があります			t-CO2
助成対象経費 <small>助成対象経費計算書の金額を転記</small>	円	円	円
発注金額	円	円	円
発注先	<input type="checkbox"/> 市内事業者 <input type="checkbox"/> 準市内事業者(本店は市外)	<input type="checkbox"/> 市内事業者 <input type="checkbox"/> 準市内事業者(本店は市外)	<input type="checkbox"/> 市内事業者 <input type="checkbox"/> 準市内事業者(本店は市外)

3 収支決算書

(A) 助成対象経費									
2事業計画の助成対象経費の合計金額を記入してください									円
(B) 助成金額の算出									
【計算式】(A)÷2(1万円未満切捨て)					0	0	0	0	円
(C) 助成金交付申請額									
(B)または300万のいずれか低い額					0	0	0	0	円

4 誓約事項

私(申請者)は、省エネルギー化支援助成金の申請にあたって、次に掲げるすべての事項を確認し、誓約します。

項目
申請者は、助成対象となる経費の全部又は一部について、本市の他の補助制度又は他の公的補助制度（以下これらを「他の補助制度」という。）の交付決定又は他の補助制度の補助金等の支払いを受けていません。 （助成対象経費の合計金額から、助成金交付申請額を差し引いた金額については、自己資金で負担します。） 申請者は、これを確認するために、他の補助制度の執行機関、部署と申請情報を共有することを同意します。
申請者は、導入する設備等を業務上に限り使用します。
申請者は、本助成金を活用して設置・施工等を行った設備等を自己にて使用し、返品又は転売、貸付等を行いません。
申請者は、更新を条件とする設備を導入する場合、従前の設備を使用しません。
申請者は、申請要件を満たしています。 <主な要件>・事業所、営業所等が横浜市内にあり、中小企業者であること。 ・設備を導入する事業所で12か月を経過して営業していること。 ・横浜市税（法人の場合は法人市民税、個人事業主の場合は個人市民税）の納税義務者（非課税、課税免税、減免等となる者を含む）であること。
法人にあつては、助成対象設備を申請者の役員が属する企業等から購入しません。 個人にあつては、代表者、配偶者又は2親等内の親族が代表者又は役員として属する企業等から購入しません。
申請者は、虚偽の申請、報告など、本助成金の交付に関して不正行為を行いません。不正行為があると判明した場合、申請者の名称とその内容を公表すること、及び本助成金の返還と違約加算金・延滞金の支払いに応じます。また、返還に際し、支払い期限までに返済がなされない場合には、関係行政機関及び関係金融機関に申請者の所得・財産調査等を実施すること並びに関係行政機関及び関係金融機関がこれに回答することに同意します。
申請者は、市税及び横浜市に対する債務の支払等の滞納はありません。（必要があるときは申請者の課税状況について、官公署に報告確認を行います。）
申請者は、暴力団及びその他の反社会的勢力ではなく、役員にも暴力団員及びその他の反社会的勢力の構成員はおりません。役員等氏名一覧表を提出し、横浜市暴力団排除条例第8条に基づき暴力団ではないことを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことについて承諾します。また、全ての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。
申請者は、助成金の交付を受けて取得した設備等を、取得した時より当該耐用年数を経過する前に処分しません。
申請者は、カーボンニュートラル設備投資省エネルギー化支援助成金交付要綱及び横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）を遵守します。
申請者は、実地及び書面等による調査に協力します。
申請者は、本助成金申請に関する申請者情報を、企業支援等のために本市の他の部署に共有することに同意します。
申請者は、経済局が必要に応じてメール、電話等で事業のご案内を送付することに同意します。

助成対象経費計算書

見積書、請求書等に記載の内訳のうち、助成対象経費として計上する費用のみを記入してください。

設備 1	設備種類			
	項目	単価／円	数量	金額（税抜）／円
	合計			

設備 2	設備種類			
	項目	単価／円	数量	金額（税抜）／円
	合計			

設備 3	設備種類			
	項目	単価／円	数量	金額（税抜）／円
	合計			

※見積書や請求書に値引き金額は記載しないでください。

【備考】

対象経費の総計

--

《注意》

全ての項目を助成金申請企業でなく、税込み100万円以上の工事の受注及び物品の調達等を行う見積提出事業者が記入してください。

見積提出事業者が法人の場合は本様式は使用できません。

横浜市内事業者であることの誓約書

私は、カーボンニュートラル設備投資 省エネルギー化支援助成金の申請にかかる次の入札に参加又は見積書を発行するにあたり、主たる営業の拠点を横浜市内に置いて事業を行っていることを誓約します。

入札・見積り案件名： _____

申請事業者名： _____

申請事業者の代表者職・氏名： _____

※本誓約書に虚偽の記載があった場合には、上記案件にかかる助成金の交付が取り消される場合があります。

年 月 日

（見積発行事業者）

所在地 _____

商号・屋号 _____

（ふりがな）

代表者職・氏名 _____

二酸化炭素削減計画書（炭素生産性目標）			
作成区分	<input type="checkbox"/> 法人全体	<input type="checkbox"/>	事業所単位（設備導入先事業所のみ）
名称	作成区分（法人全体：法人名、事業所単位：法人名及び事業所名）	住所	作成区分（法人全体：本社所在地、事業所：設備導入事業所住所）
作成者	部署名	氏名	
主たる業種			
事業の概要			

【炭素生産性向上割合】

年度（事業年度）	基準年度		1年目		2年目		3年目（目標年度）	
	令和	年度	令和	年度	令和	年度	令和	年度
付加価値額		千円		千円		千円		千円
（営業利益）		円		円		円		円
（人件費）		円		円		円		円
（減価償却費）		円		円		円		円
エネルギー起源二酸化炭素排出量		t/CO2		t/CO2		t/CO2		t/CO2
炭素生産性								
炭素生産性向上割合	—							

【目標削減率達成のために実施した措置及び今後の取組】

事業所、工場等の名称	実施した措置及び今後の取組の内容
	（すでに実施している取組） （目標を達成に向けて付加価値額を向上させる具体的な取組） （目標達成に向けて二酸化炭素排出量を削減する具体的な取組）

【再生可能エネルギーの導入】

取組の有無	無	
-------	---	--

【計画策定にあたり活用した機関】

<input type="checkbox"/>	活用なし
<input type="checkbox"/>	(公財) 横浜企業経営支援財団 (IDEC横浜)
<input type="checkbox"/>	(公財) 神奈川産業振興センター (KIP)
<input type="checkbox"/>	その他 ()

【その他特記事項】

--

(交付先)

第 11 号様式 (第 10 条第 1 項)

第 号
年 月 日

様

横浜市長

カーボンニュートラル設備投資 省エネルギー化支援助成金
交付決定兼交付額確定通知書

年 月 日に申請のありました省エネルギー化支援助成金については、カーボンニュートラル設備投資省エネルギー化支援助成金交付要綱第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり助成金の交付決定及び交付額の確定をしましたので通知します。

交付申請コース名 _____

交付決定兼交付額確定額 _____ 円

(担当)

申請受付番号 (事務局管理用)

--

【注意事項】

次に掲げる交付の条件等について必ずご確認ください。違反した場合は交付決定を取り消す場合があります。

1 財産処分の制限について

- (1) 助成対象者は、助成事業により取得した省エネルギー化に資する設備について、補助金規則第 25 条ただし書に基づく処分制限期間内に補助の交付の目的に反して使用し、移設し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄（以下「処分」という。）してはならない。ただし、本助成金の目的に照らしやむを得ないと市長が認めるときは、この限りでない。
- (2) 処分制限期間は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間（当該期間が 5 年を超える場合は 5 年）とする。
- (3) 前項で定める期間内において助成事業により取得した財産等の処分を行う場合は、申請者は、事前に財産処分申出書（第 17 号様式）を市長へ提出し、承認を得なければならない。市長は、この申出に対し、財産処分承認・不承認通知書（第 18 号様式）により、申請者へ結果を通知するものとする。この場合において、市長は必要に応じて条件を付することができる。
- (4) 財産処分の承認を受けた者は、財産処分が完了した場合、速やかに財産処分完了報告書（第 19 号様式）を市長に提出しなければならない。
- (5) 市長は財産処分等を承認するときに、必要であると認められる場合には、助成金の全部又は一部に相当する金額の納付を請求することができる。
- (6) 申請者は、助成金の全部又は一部に相当する金額の請求を受けたときは、これを市に納付するものとする。

2 助成金の交付決定兼交付額確定の取消について

次の事項が生じた場合は、本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

- (1) 助成金を他の用途で使用したとき。
- (2) 虚偽の申請、報告その他助成金の交付等に関連して不正の行為があるとき。
- (3) 第 9 条に定める交付申請兼実績報告書類を適正に提出しなかった等、本助成金を交付することが適当でないと認められる事由が発生したとき。
- (4) 助成対象者が、第 17 条第 1 項各号のいずれかに該当するとき。
- (5) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (6) その他法令、条例、補助金規則、この要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に違反したとき。

3 助成金の返還について

- (1) 助成金の交付決定が取消された場合において、既に助成金が交付されているときは、助成金の全部又は一部について、返還請求書（第 16 号様式）により、その返還を命ずるものとする。
- (2) 返還を命ずる場合の納付期限は、要綱第 18 条による交付決定兼交付額確定の取消の日の翌日から起算して 30 日を経過した日の属する月の末日とする。
- (3) 助成金の返還を命ぜられたときは、当該助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、助成金の額（一部を返還した場合は、返還後の期間において既返還額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金（100 円未満の場合を除く。）を市に納付するものとする。
- (4) 加算金を納付しなければならない場合において、交付対象者の納付した金額が返還を命ぜられた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた助成金の額に充てられたものとする。
- (5) 助成対象者は、助成金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付するものとする。
- (6) 加算金及び延滞金の年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

（交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、本通知を受理した日から起算して 10 日を経過した日までに申請の取下げをすることができます。）

(交付先)

第 12 号様式 (第 10 条第 2 項)

第 号
年 月 日

様

横浜市長

カーボンニュートラル設備投資 省エネルギー化支援助成金

不交付決定通知書

年 月 日に申請のありました省エネルギー化支援助成金については、審査の結果、交付しないことに決定しましたので、カーボンニュートラル設備投資省エネルギー化支援助成金交付要綱第 10 条第 2 項の規定に基づき、通知します。

1 交付申請コース名

2 不交付理由

(担当)

申請受付番号 (事務局管理用)

カーボンニュートラル設備投資 省エネルギー化支援助成金 交付申請取下届

横浜市長

カーボンニュートラル設備投資省エネルギー化支援助成金については、カーボンニュートラル設備投資省エネルギー化支援助成金交付要綱第 12 条第 1 項に基づき、申請の取下げをします。

1 申請者の情報

申請日（書類発送日）	年 月 日		
所在地 （法人：本店又は主たる事業所 個人事業主：自宅の住所）	〒		
法人名または商号・屋号（※）			
代表者役職（※）		代表者氏名	

（※）の欄については、個人事業主の方は、該当する場合のみご記載ください。

2 取下げ理由

カーボンニュートラル設備投資 省エネルギー化支援助成金 交付請求書

横浜市長

カーボンニュートラル設備投資省エネルギー化支援助成金交付要綱第 14 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり助成金の交付を請求します。

1 申請者の情報

請求日 (書類発送日)	年 月 日		
所在地 (法人: 本店又は主たる事業所 個人事業主: 自宅の住所)	(〒 -)		
設備を導入する事業所住所	<input type="checkbox"/> 同上 (〒 -) 横浜市 区		
法人名または商号・屋号 (※)			
代表者役職 (※)		代表者氏名	

(※) の欄については、個人事業主の方は、該当する場合のみご記載ください。

2 助成金交付請求額 ¥ 0, 000

3 振込先

口座名義人 (カタカナ)	※ (法人の場合): 法人名義、(個人事業主の場合): 代表者個人の名義		
金融機関	金融機関名	金融機関 (銀行) コード	
	支店名	支店 (店舗) コード	
	預金種目	口座番号 (右詰めで)	※ 7ケタに満たない場合は、頭に「0」を付けてください。
	普通・当座		

口座名義人、口座番号等に誤りがないか、必ずご確認ください。
誤っていた場合、振込ができません。

(添付書類)

- ① 省エネルギー化支援助成金 交付決定兼交付額確定通知書 (第 11 号様式) の写し
- ② 金融機関名・口座番号・口座名義人 (カナ) が分かるものの写し
(通帳の表紙をめくったページ、キャッシュカード、インターネットバンキングの画面等の写し)

(交付先)

第 15 号様式 (第 15 条第 2 項)

様

第 号
年 月 日

横浜市長

カーボンニュートラル設備投資 省エネルギー化支援助成金

交付決定兼交付額確定取消通知書

年 月 日 第 号で通知しました、カーボンニュートラル設備投資省エネルギー化支援助成金について、カーボンニュートラル設備投資省エネルギー化支援助成金交付要綱第 15 条第 2 項に基づき、次のとおり交付金額の (全部 ・ 一部) を取り消します。

1 取消しを行う交付決定の内容と理由

交付決定兼交付額 確定通知日	
コース名	
交付決定兼交付額 確定額	
取消額	円
取消しを行う理由	
備 考	

(担当)

(交付先)

第 16 号様式 (第 16 条第 1 項)

様

第 号
年 月 日

横浜市長

カーボンニュートラル設備投資 省エネルギー化支援助成金

返還請求書

年 月 日 第 号で交付決定の取消しを行いましたカーボンニュートラル設備投資省エネルギー化支援助成金につきましては、カーボンニュートラル設備投資省エネルギー化支援助成金交付要綱第 16 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり返還を請求します。

返還請求額	円
	【内訳】 (取消し額： 円) (加算金： 円)
納付期限	年 月 日
納付方法	添付する納付書による
備考	積算根拠は別添のとおり

(担当)

カーボンニュートラル設備投資 省エネルギー化支援助成金

財産処分申出書

年 月 日

(提出先)

横浜市 長

(申請者)

〒

所在地:

法人名・屋号名:

代表者職・氏名:

電話番号:

カーボンニュートラル設備投資省エネルギー化支援助成金の交付を受けて投資した設備について、カーボンニュートラル設備投資省エネルギー化支援助成金交付要綱第18条第3項に基づき、財産処分の制限期間内ではありますが、次の理由により設備の処分について申し出ます。

助成年度	
助成対象設備	
導入先住所	〒
処分理由及び 処分の方法	
処分予定日	

※交付決定及び交付額確定の通知、助成対象経費に係る投資を証明する書類、帳簿等並びに領収書等の写しを合わせて提出してください

(交付先)

第18号様式(第18条第3項)

第 号
年 月 日

様

横浜市長

カーボンニュートラル設備投資 省エネルギー化支援助成金

財産処分承認・不承認通知書

年 月 日に申請がありました、カーボンニュートラル設備投資省エネルギー化支援助成金に係る財産処分申出書につきまして、カーボンニュートラル設備投資省エネルギー化支援助成金交付要綱第18条第3項に基づき、

下記の通り、**承認・不承認** としましたので通知します。

1 処分等の内容

助成年度	
助成対象設備	
導入先住所	
処分方法	
理由	

2 承認の条件

- (1) 処分が完了した場合は、速やかに財産処分完了報告書(第19号様式)、処分の完了を証する書類の写し及び収益が生じた場合は売却金額が分かる書類の写し等を提出してください。
- (2) 処分の完了後に助成金に相当する額について納付の請求を受けた場合は、相当額を納付してください。
- (3) 必要に応じて当該処分に関する調査を行うことがあります。
また、虚偽の申請や不正な行為が認められた場合は、助成金の全部又は一部を返還していただきます。

(担当)

カーボンニュートラル設備投資助成 省エネルギー化支援助成金
財産処分完了報告書

年 月 日

（提出先）
横浜市 長

（申請者）
〒

所在地：
法人名・屋号名：
代表者職・氏名：
電話番号：

年 月 日 第 号で承認通知のありました、カーボンニュートラル設備投資助成省エネルギー化支援助成金に係る助成対象事業により取得した財産の処分が完了しましたので、報告します。

- 1 添付書類等
売買契約書の写しなど処分が完了したことがわかる書類（写し）